

# 掲載内容

## 用語索引

### 第1 期間・日時・数量を表す用語

- 以下・以上・超える・未満
- 以後・以前・後・前
- 以内・内・間
- から…まで(○日)から起算して○日
- 期間・期限・期日・時期
- 休暇(休業)・休日・休日の振替・代休
- 速やかに・直ちに・遅滞なく
- とき・時・場合
- 年・年度

### 第2 前後の関係を表す用語

- 係る・関する
- 下記・後記・次の・別紙
- 経由して・通じて
- 次(じ)・前(ぜん)・同(どう)
- 前項に規定する場合において・前項の場合において
- その他・その他の
- 次に掲げる・次の各号
- 等(とう)・など
- のほか・を除くほか

### 第3 接続を表す用語

- あるいは・又は・若しくは
- 及び・かつ・並びに
- ただし・にもかかわらず
- ところで・なお

### 第4 述語又は文末に使われる用語

- 当てる・当たる・充てる
- 犯す・侵す・冒す・侵害する
- 代わる・替わる・換わる・変わる
- この限りでない・妨げない
- 同様とする・例による
- とする・ものとする
- みなす・推定する

### 第5 当事者等を表す用語

- 後见人・保佐人・補助人
- 住所・所在地
- 少年・青少年・未成年者
- 第三者・利害関係人
- 著作権者・著作者
- 物件・者・物・もの

### 第6 概念を表す用語

- 悪意・故意・作為
- 逸失利益・得べかりし利益
- 違法・虚偽・脱法・不実・不正・不道法・不当・不法
- 取消し・無効・不成立
- 解除条件・停止条件
- 過誤・瑕疵・欠格・欠陥
- 過失相殺・損益相殺
- 慣行・慣習・慣例
- 義務・債務・責任・責務・負担
- 権限・権原・権能・職権・権利

- 合法・正当・相当・妥当・適正・適法
- 債権・債券・請求
- 自己の財産に対するのと同一の注意・善良な管理者の注意
- 趣意・主意・趣旨・主旨・本旨・要旨
- 信頼利益・履行利益
- 善意・不可抗力・無過失
- 抵当権・根抵当権
- 保証・根保証・連帯保証
- 連帯債務・連帯保証

### 第7 行為を表す用語

- 明渡し・受渡し・引渡し
- 委任・委託・請負
- 延長・更改・更新
- 解除・解約・撤回・取消し
- 勘案・考慮・参酌・斟酌(しん酌)
- 勧告・指揮・指導・指示・助言
- 監査・検査・検収
- 監督・管理・監理
- 供与・交付・支給
- 許可・特許・認可・免許
- 許諾・承諾・承認・了解・了承・合意・同意
- 揭示・公告・公示・公表・告示
- 告知・通告・通知・通報
- 催告・督促
- 釈明・弁明
- 出願・申立て
- 受理・受領
- 使用・占用・利用
- 償却・消却
- 処置・措置
- 申告・報告・申出
- 占有・所有・保有・保管
- 遡及・遡求
- 中止・中断・停止
- 配布・配付・配賦・頒布
- 保証・保障
- 保留・留保

### 第8 文書・規程に関する用語

- 改める・改正
- 印鑑・印章
- 役務提供契約・業務委託契約・業務代行契約
- 覚書・協議書・協定書・契約書・合意書・証書・誓約書・念書・約定書
- 改定・改訂
- 基準・規準・規則・規程・規定・規律・細則・内規・要領
- 基本契約・個別契約
- 記名・署名
- 協定・協約・契約・約定
- 原本・抄本・正本・謄本・副本・複本
- 実施・施行
- 準用・適用・類推適用
- 訂正・変更
- 特別の定め・別段の定め
- 予約・予約契約

### 第9 会社に関する用語

- 営業・営利・企業・事業
- 営業所・事業所・事務所・事業場
- 営業秘密・ノウハウ・秘密情報
- 解任・辞任・退任

- 休職・停職
- 給与・給料・俸給
- 業務・事務・仕事・職務
- 雇用契約・労働契約
- 執行役・執行役員
- 実施許諾・ライセンス
- 社員・従業員
- 商号・商標
- 召集・招集
- 専用実施権・通常実施権
- 代表・代理
- 注文書・注文請書

### 第10 会議に関する用語

- 案件・議案・事案・事件
- 会議・合議・相談

### 第11 金銭に関する用語

- 違約金・損害金
- 価格・価額・金額
- 給付・支給・支払・弁済・履行
- 共益費・必要費・有益費
- 敷金・礼金・権利金・保証金
- 財産・資産
- 財政・財務
- 手付金・内金・申込金
- 賠償・弁償・補償
- 費用・経費・実費

### 第12 裁判に関する用語

- あっせん・訴訟・仲介・仲裁・調停
- 会社更生・特別清算・破産・民事再生
- 仮差押え・仮執行・仮処分・強制執行等
- 管轄
- 管財人・管財人代理・保全管理人・申立代理人
- 棄却・却下
- 告訴・被告届・告発
- 裁判費用・訴訟費用・当事者費用
- 示談・和解・和議
- 証明・疎明・立証
- 訴訟代理人・弁護士

### 第13 同音異義語

- 合わせて・併せて
- 異議・意義
- 意思・意志
- 過程・課程
- 科料・過料
- 共用・供用
- 実状・実情
- 実体・実態
- 製作・制作
- 精算・清算
- 態勢・体制
- 対等・対当
- 的確・適確・適格
- ところ・所
- 表記・標記
- 下・元・本・基
- 乱用・濫用

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

適切な契約書を作成するために!

〔改訂版〕

# 契約用語 使い分け辞典

監修 日本組織内弁護士協会

編集 高橋 均 (獨協大学法学部教授)

稲田 博志 (株式会社あおぞら銀行・弁護士)



## ◆民法(債権法)改正に対応した最新版!

令和2年4月施行の民法(債権法)改正を踏まえ、企業法務の第一線で活躍する実務家集団が、全面的な内容見直しを行った最新版です。

## ◆用語の使い分けがすぐわかる!

契約書において、使い方に迷う類語を多数収録し、比較・解説。意味の違いを【ポイント】や図で簡潔に示しています。

## ◆実践的な解説!

【条項例】で実際に契約書で使用されている例を示し、【MEMO】で役立つ関連情報を紹介するなど、単なる用語解説にとどまらない、「実務で使える1冊」になっています。

A5判・総頁426頁  
定価 3,850円(本体3,500円)  
送料460円

WEBサイト  
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339  
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2020.12)51001061

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





### 保証・保障

#### ポイント

「保証」は、狭義には、民法上の保証債務や保証契約。  
「保障」は、現在若しくは将来における一定の状態ないし地位を侵害から防ぎ、保全すること、又はそのための手段。

#### 保証

「保証」は、狭義には、民法上の保証債務又は保証契約をいいます(民446以下)。主たる債務者Aが債権者Bに債務を履行しない場合、Aに代わって保証人Cがその債務を履行する義務を保証債務といい、保証債務に関するBC間の契約を保証契約といえます。保証債務は、主たる債務の存在を前提にしており(付従性)、主たる債務とともに移転し(随伴性)、主たる債務者がその債務を履行しない場合に被債務者を履行すればよいとされています(補充性)。なお、保証面ではなければ効力を生じません(民446②)。

実務上は、連帯保証契約を締結するのが通常です。連帯保証は単純な保証債務と異なり、保証人への履行請求に先立ち、主たる履行催告を求める「催告の抗弁権」や主たる債務者の財産を求める「検索の抗弁権」がなく(民452~454)、複数の保証人

### MEMO

#### 表明及び保証 (Representations and Warranties)

「表明及び保証」は、その事実がなければ相手方が契約や契約上の債務負担行為をしなかったと考えられる重要な事実が、ある一定の時点において確かに存在し、また真実であることを契約書上で確約させることをいい、「レップ」「レプワラ」などと呼ばれています。「表明及び保証」を取引実行の前提条件とし、表明・保証した事実が真実でないことが判明したこと(表明保証違反)を期限の利益喪失事由とするほか、表明保証違反に基づく「補償」条項を定めるのが通常です(「補償」については、「賠償・弁償・補償」参照)。

また、表明保証を行う当事者の主観的態様に応じて表明保証違反に基づく責任(補償等)の成否を定める場合には、実務上、表明保証を行う当事者が「知る限り」や「知り得る限り」という文言を追記することがしばしば行われます。

#### 条項例1 株式譲渡契約書(表明及び保証条項)

##### 第0条(甲の表明及び保証)

甲は、乙に対し、本契約の締結日及び取引実行日において、[甲の知り得る限り] 次の各号に記載された事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 甲は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ現在有効に存続する株式会社であること。
- (2) [省略]

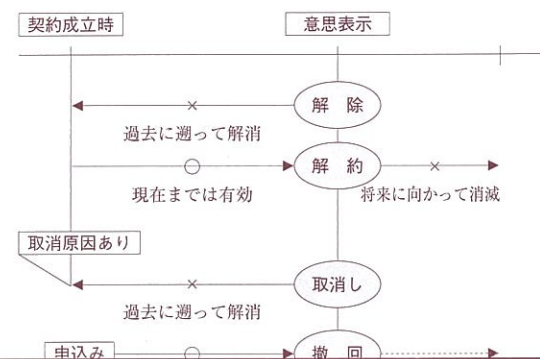
表明保証の相手方の主観的態様により表明保証違反に基づく責任(補償等)から免責されるか否かについては議論があります。民法改正前の下級審判例では、表明保証の相手方である買主の主観的態様(悪

### 解除・解約・撤回・取消し

#### ポイント

「解除」、「解約」は、いずれも、一旦有効に成立した契約関係を解消すること。過去に遡って契約関係を解消するのが「解除」、将来に向かって契約関係を解消するのが「解約」。

「取消し」、「撤回」は、ともに、一旦なされた意思表示を後から解消する場合の概念。意思表示に法定の取消原因がある場合に、過去に遡って法律行為を解消するのが「取消し」、当事者の事情により、(まだ契約が成立していない場合に)申込みを将来に向けて解消するのが「撤回」。



#### 解除

「解除」とは、契約が有効に締結された後に、契約当事者の一方の意思表示によって、契約関係を過去に遡って(遡及的に)消滅させること(その契約が始めから存在しなかったと同じ法律効果を生じさせること)をいいます。

契約関係が解除された場合、履行済みの義務は原状回復義務に変わり、未履行の義務は消滅します。

例えば、売買契約が解除されると、買主は目的物を返還し、売主は受け取った代金を返還すべき義務を負いますが、以後は互いに何らの義務も負いません。

#### 条項例 売買契約書

##### 第0条(解除)

甲又は乙は、次の各号の一に該当したときは、相手方に対する何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。ただし、解除しても、相手方に対する損害賠償請求は妨げられない。  
(1) 相手方が本契約の条項(第0条を除く。)に違反したとき。  
(2) ○○○○

#### 解約

「解約」とは、賃貸借、委任、雇用等、継続的な契約関係を解消する場合に当てはまる概念で、有効に成立した契約関係を、契約当事者の一方の意思表示によって、将来に向かって消滅させることをいいます。

## 内容見本 (A5判縮小)

### 委任・委託・請負

#### ポイント

いずれも他人の労務を利用する契約。

「委任」は、必ずしも結果の完成を必要としないのに対し、「請負」は、仕事の完成が必要。

「委託」は、一定の法律行為や事務を他人に依頼することを広く意味し、「委任」や「請負」などを含む概念。

#### 委任

「委任」は、当事者の一方(委任者)が法律行為をなすことを相手方(受任者)に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約をいいます(民643)。法律行為以外の事務の処理を委託することを「準委任」といい(民656)、例えば、法的な助言を求めて弁護士と締結する顧問契約などは準委任契約ですが、実務上、委任と特に区別する実益はありません。

結果の完成を必ずしも必要としない点で、後述する「請負」とは区別され、受任者が自らの裁量で事務を処理する点で、使用者の指揮に従って労務を提供する「雇用」とは区別されます。

委任は、民法上は報酬のない無償契約が原則ですが(民648)、実務上は報酬特約のある有償契約が多く、商法では有償とする特則があります(商512)。

改正民法では、成果の引渡しを目的とした有償の委任契約(「成果型」の委任契約)であり、弁護士委任契約において成功報酬を定める場合などが想定されます。これと区別するため、通常の(有償)



### 敷金・礼金・権利金・保証金

#### ポイント

「敷金」は、賃貸借契約において、賃料債務等の賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保するために、賃借人から賃貸人に対して交付される金銭。

「礼金」「権利金」「保証金」という用語の意味するところは様々。

#### 敷金

賃貸借契約において、「敷金」とは、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」(民622の2①柱書)のことをいいます。従前、民法上は「敷金」の定義がなく、敷金の返還時期についても諸説ありました。新設された民法622条の2第1項1号は、敷金返還債務は、賃貸借契約が終了し、かつ、賃貸物が返還された時に履行されるものとし、敷金返還債務と建物明渡債務とは同時履行の関係に立たないとする判例及び取引実務を追認したものといえます。また、賃借権が適法に譲渡された場合についても敷金は返還されるものとし(民622の2①二)、賃貸人と旧賃借人との間の賃貸借契約は終了し、敷金返還請求権が当然には新賃借人に承継されないとする判例の立場を踏襲しています。なお、既に債務不履行している賃借人の方から当該金銭債務について、敷金をもって充当することを請求することができないことについても明文化されました(民622の2②)。